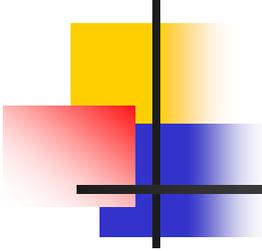


諸外国における授業料と奨学金 制度改革

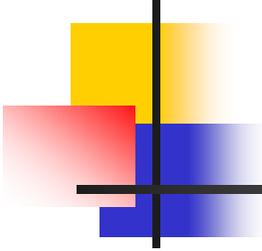
小林雅之

東京大学 大学総合教育研究センター



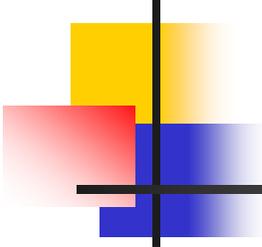
各国の授業料・奨学金制度改革

- 高等教育改革の焦点のひとつ
- = 高等教育財政改革
- その一環としての授業料・奨学金制度改革
 - 授業料の徴収・高騰
 - これに対応して奨学金制度改革・整備
- 各国とも大きな改革が進行中



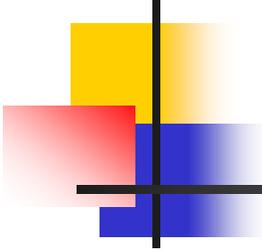
発表内容

- 授業料と奨学金のセット改革
- 教育費負担の問題
- 諸外国の改革動向
- 各国に共通する動向
- 日本の学生支援政策への示唆



教育費と学費

- 教育費＝教育に要するすべての費用
- 学費＝学生や親が支払う教育への対価
- 学費は教育費の一部
- 生活費＝学生生活を送るために必要な費用
- 学生生活費＝学費＋生活費
- どこまでカバーするかが焦点



本発表の対象

- 学部生のみ，大学院生については対象としない
- 国公立大学の授業料を対象
- 公的奨学金を対象

図1 各国の授業料／奨学金政策

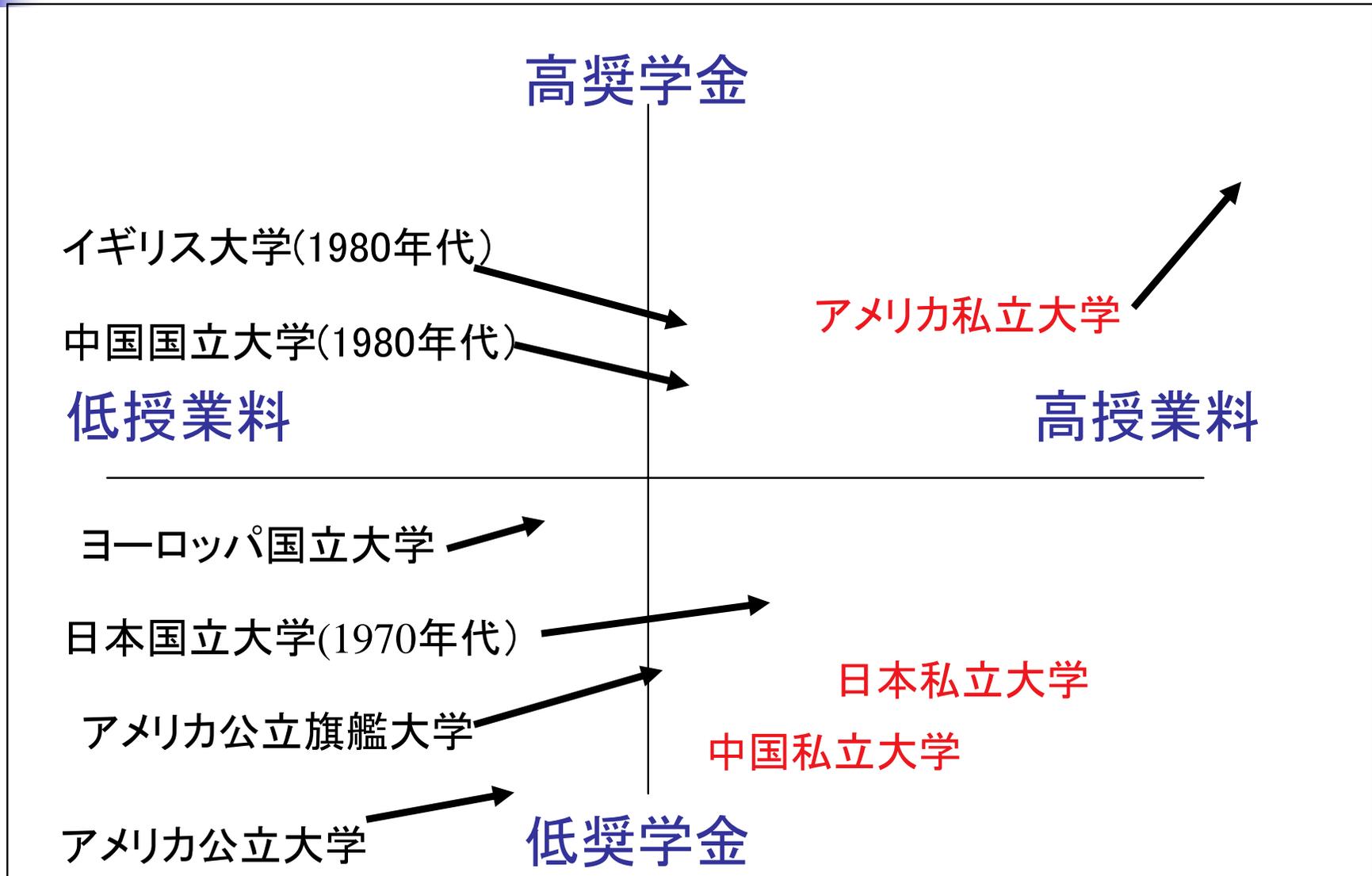
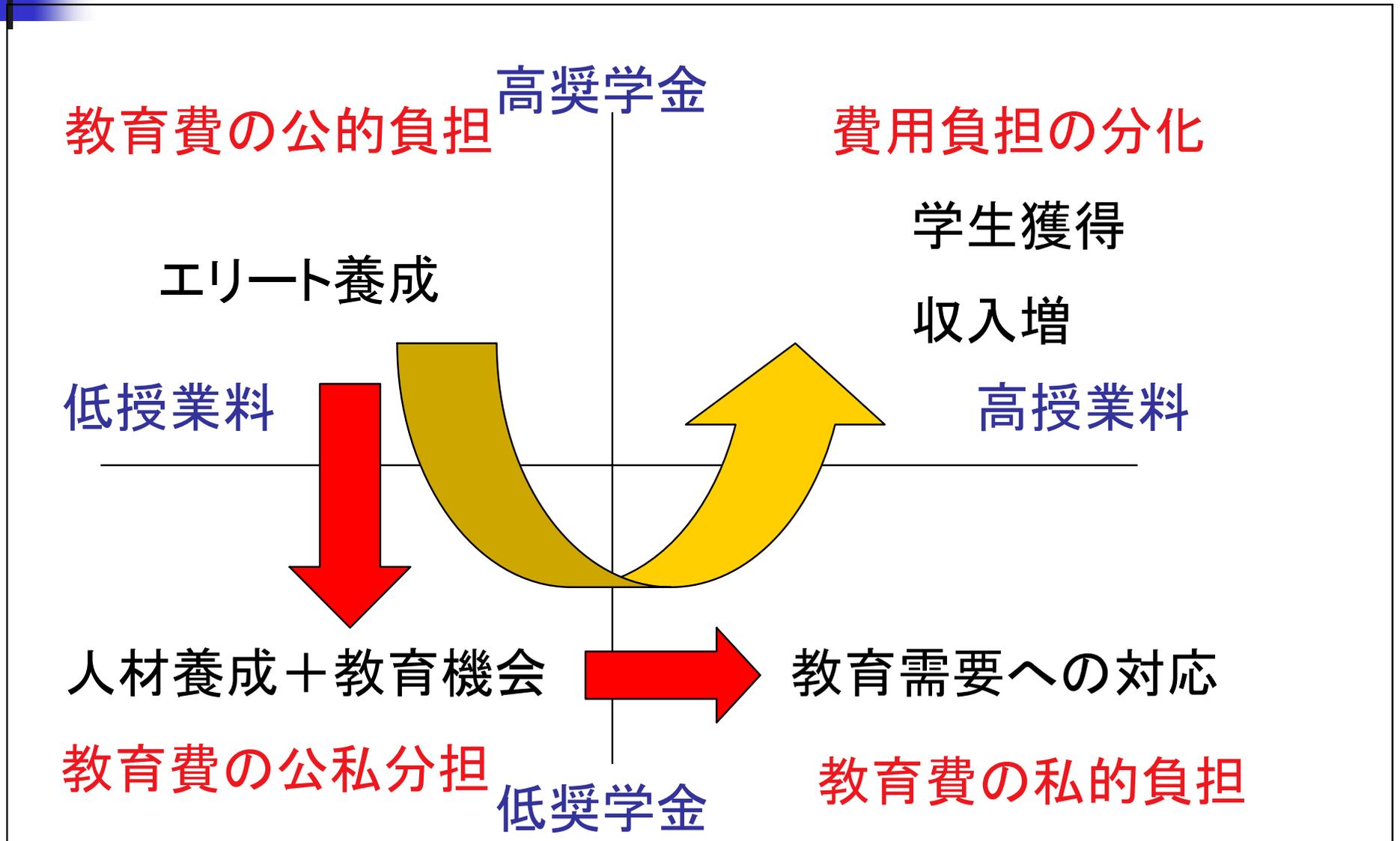
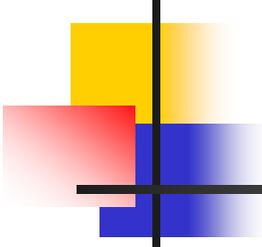


図2 授業料／奨学金政策の推移





奨学金の分析軸

- (1) 奨学金の受給主体 (政府, 地方政府, 公共機関, 私的団体, 大学)
- (2) 奨学金の種類 給付 (グラント) と貸与 (ローン)
- (3) 奨学金の受給基準 ニードベース (奨学) とメリットベース (育英)
- (4) 奨学金の受給対象と奨学生1人当たり金額 広く薄くか, 狭く厚くか
- (5) 奨学金受給決定時期 大学入学前 (予約) と大学入学後 (在学時)

表1 各国の授業料と奨学金制度の改革動向

年	アメリカ	イギリス	オーストラリア	日本
1980年代	高授業料・高奨学金政策の展開	授業料無償(グラント)	授業料無償	授業料値上げ
1984				日本育英会奨学金有利子化
1989			HECS創設	
1990		ローンの導入		
1991	ローン罰則強化			
1992	有利子ローンの導入			
1993	ICL返済導入			
1994	直接ローン創設	グラントとローンの導入		
1997	納税者救済法	デアリング報告	バンドの設定	
1998	高等教育法改正	授業料徴収とグラントの廃止		有利子奨学金の大拡大
2003		教育白書	高等教育援助法	
2004		高等教育法	FEE-HELP創設	日本学生支援機構創設
2005	Higher Education Reconciliation ACT	グラントの再導入		
2006		授業料大幅値上げと大学独自奨学金		

表2-1 各国の授業料と奨学金 制度の改革の特徴

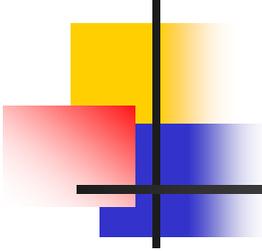
	アメリカ	英 (2005年まで)	英 (2006年から)	オーストラリア	日本
国（公）立大学授業料	22-110万円 (2004年の平均は60万円) * 1	0-25万円 親の資産によって異なる	0-63万円 大学・専攻によって異なる	33-69万円 バンドによって異なる	59-61万円 入学金4分割免除あり
授業料支払い	前納, 在学中	前納, 在学中	卒業後 (所得連動型ローン)	卒業後 (所得連動型ローン)	前納, 在学中
公的給付奨学金受給率	約44% * 2	約4分の1 * 3	約半数	少数	少数
平均受給額	39万円 * 2	19万円 * 3	21万円 (予定)	多額	多額
公的教育ローン受給率	約3割 * 2	約8割 * 3	多数 (予定)	授業料相当分全員	4割
平均受給額	56万円 * 2	70-108万円 * 3	71-129万円 (予定)	授業料相当額	多額

表2-2 各国の授業料と奨学金 制度の改革の特徴

	アメリカ	英 (2005年まで)	英 (2006年から)	オーストラリア	日本
利子	有利子, 一部在 学中無利子	実質無利子	実質無利子	実質無利子	無利子と有利子
支払い方法	主として4種類	均等型と所得連 動型	所得連動型	所得連動型 前払い割引	均等型
返済猶予	一部のみ	一定所得以下	一定所得以下	一定所得以下	一部のみ
大学独自給付奨学 金	多数, 多額	少数, 多額	半数, 6-63万 円	少数, 多額	少数, 多額
教育減税	有	有	有	一部のみ有	有
	政府保証ローン			FEE-HELP	
換算率	1ドル=110円	1ポンド=210円		1ドル=85円	

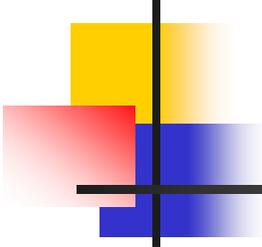
(注)

- * 1 州外学生は0-200万円 Collegeboard. 2005. *Trends in College Pricing 2004.*
- * 2 アメリカの奨学金受給状況は1999/2000年
(Berkner et al. 2002. *Student Financing of Undergraduate Education: 1999-2000.* NCES.)
- * 3 イギリスの状況はFinch et al. 2006. *Student Income and Expenditure Survey 2004/05.*
- * 4 日本の奨学金受給状況は日本学生支援機構 2006年「学生生活調査 2004年」



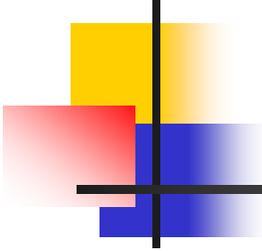
各国の改革に共通の動向

- 授業料と奨学金のセット改革
- 教育費分担のシフト
- 多様化する純授業料
- 高等教育機会の選択の困難性
- 高等教育機会均等の危機
- ローンの回収スキーム
- 奨学金給付主体 ー市場化との関連



授業料と奨学金のセット改革

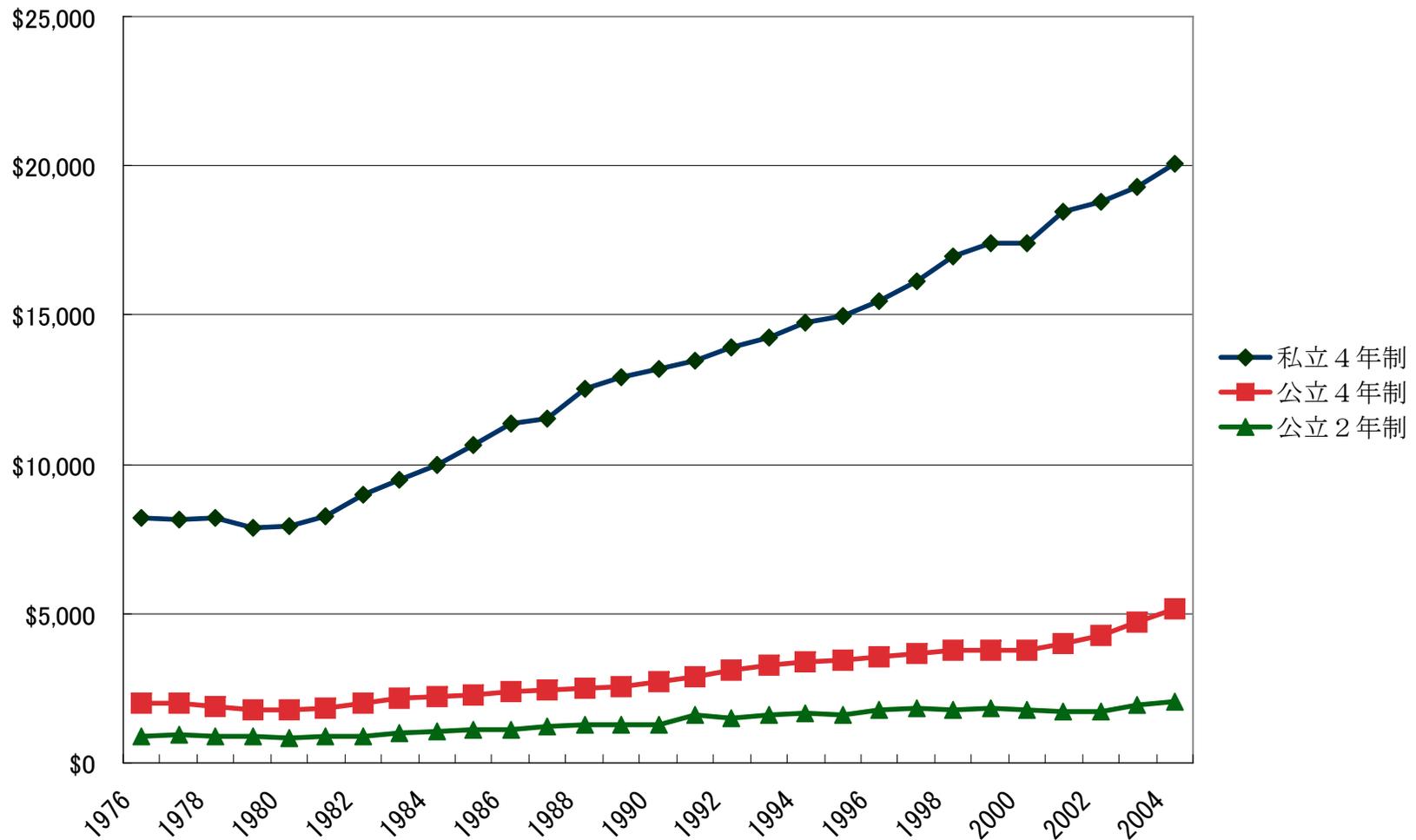
- オーストラリアのHECS (Higher Education Contribution Scheme)
 - 授業料相当額の卒業後後払い制度
- アメリカの大学の高授業料／高奨学金政策
 - 大学独自給付奨学金により授業料をディスカウント
 - 私立大学から公立旗艦大学へ普及
- イギリスの2006年度からの改革
 - 2005年度 授業料(0～1,200ポンド, 親の資産により変額)
 - 2006年度 各大学が授業料設定(最高3,000ポンド)
 - 9割の大学が3,000ポンドと設定
 - 2,700ポンド以上の授業料を設定した場合, 大学独自奨学金(0～3,000ポンド(それ以上も可))を提供する義務
 - 受給基準, 受給額は各大学が設定
 - 大学は高等教育機会局 (Office of Fair Access) との協定必要
 - 政府給付奨学金 (maintenance grant) の拡大
 - スチューデント・ローン・カンパニーの教育ローンの大幅拡大
 - 以上により授業料と生活費をカバーする



授業料の徴収と値上げ

- 授業料の徴収
 - オーストラリア 1989年 HECS導入
 - イギリス 1998年より授業料徴収
 - ドイツ 一部の州で一部の長期在学学生などから授業料徴収
- 授業料の大幅値上げ
 - アメリカ私立大学・アメリカ公立旗艦大学
 - イギリス 2006年より3,000ポンドに
- 背景
 - 高等教育のマス化
 - 公財政の逼迫
 - 学生1人当たりの教育コストの上昇

アメリカ大学授業料の推移



データ : Collegeboard. *Trend in College Pricing 2004.*

グラント(給付奨学金)からローンへの移行

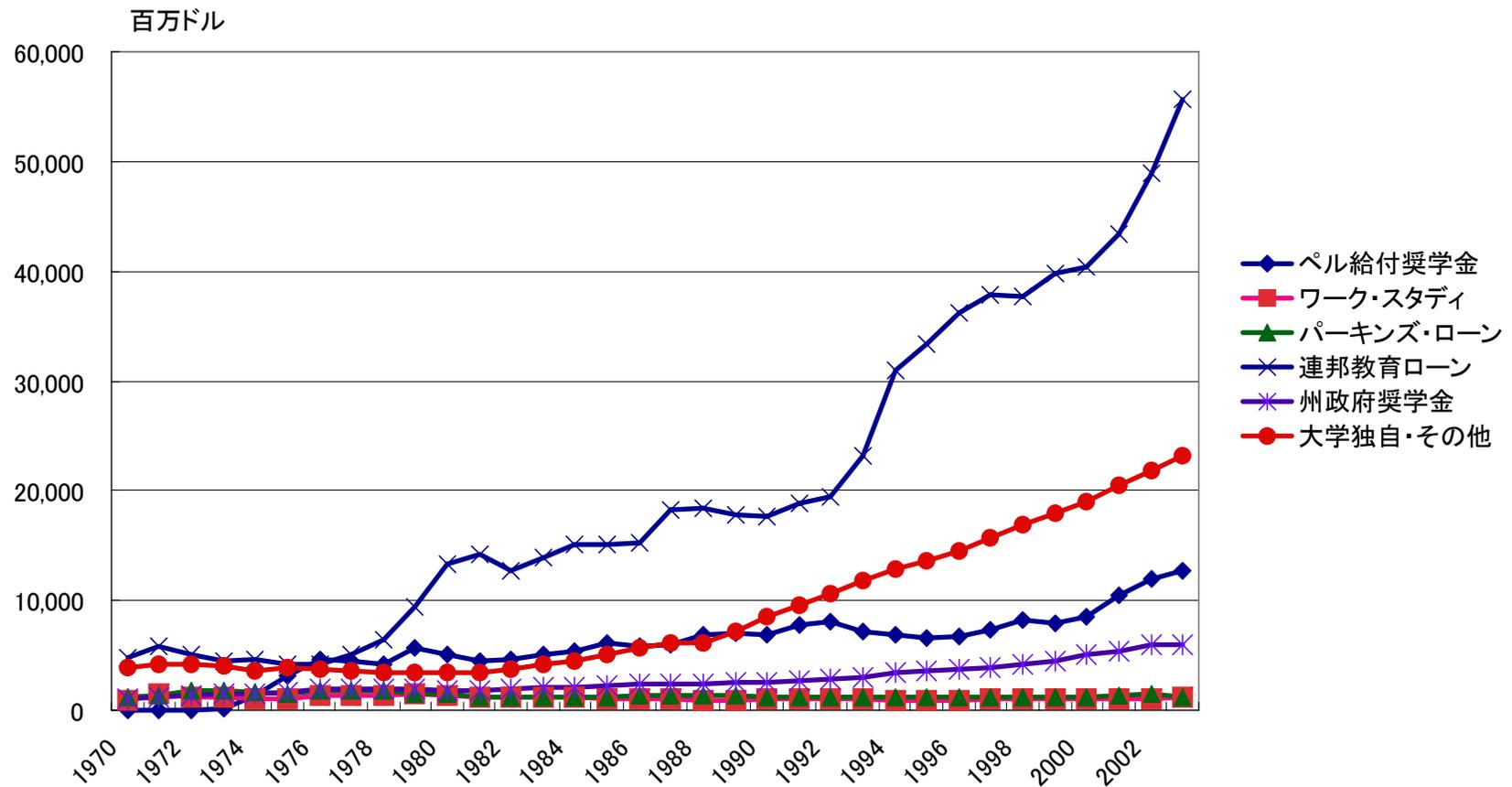
■ アメリカ

- 1960年代以降, グラントが連邦学生援助の中心
- しかし, 1990年代に連邦グラントより連邦ローンの金額の方が多くなる

■ イギリス

- 1998年にグラントを廃止, すべてローンに
- 2000年代に入り, グラントを復活

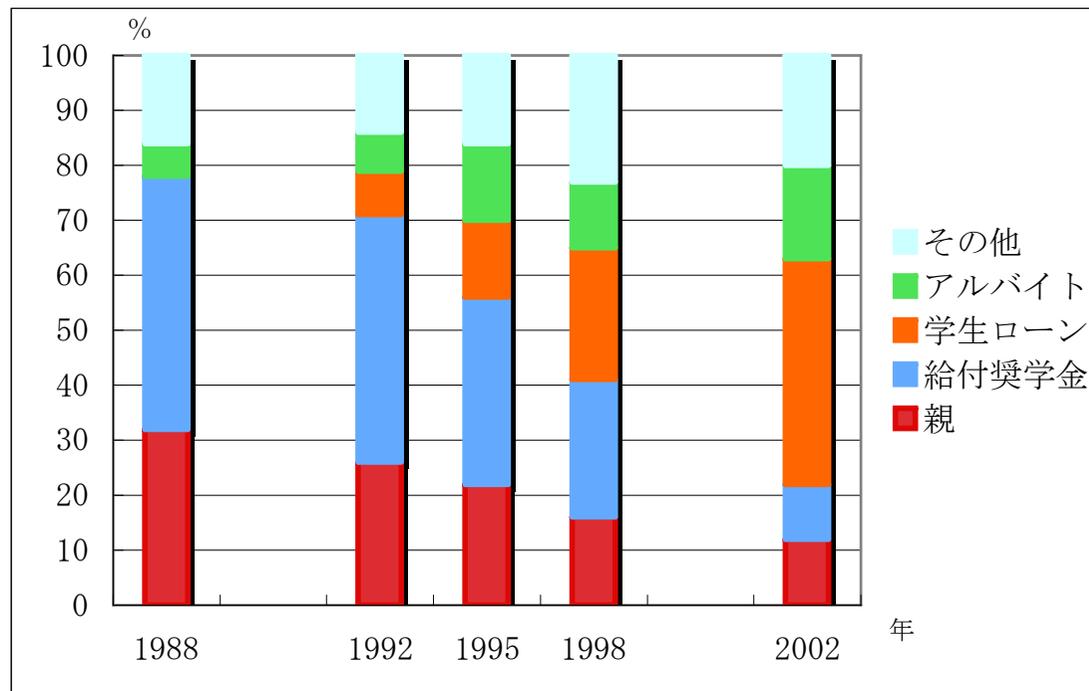
アメリカ奨学金の推移



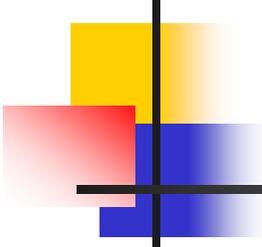
データ: CollegeBoard, *Trends in Student Aid 2004*.

教育費分担のシフト

- 授業料の高騰, グラントからローンへの移行
- 公的負担から私的負担, さらに親負担から子負担への移行
- イギリスの例



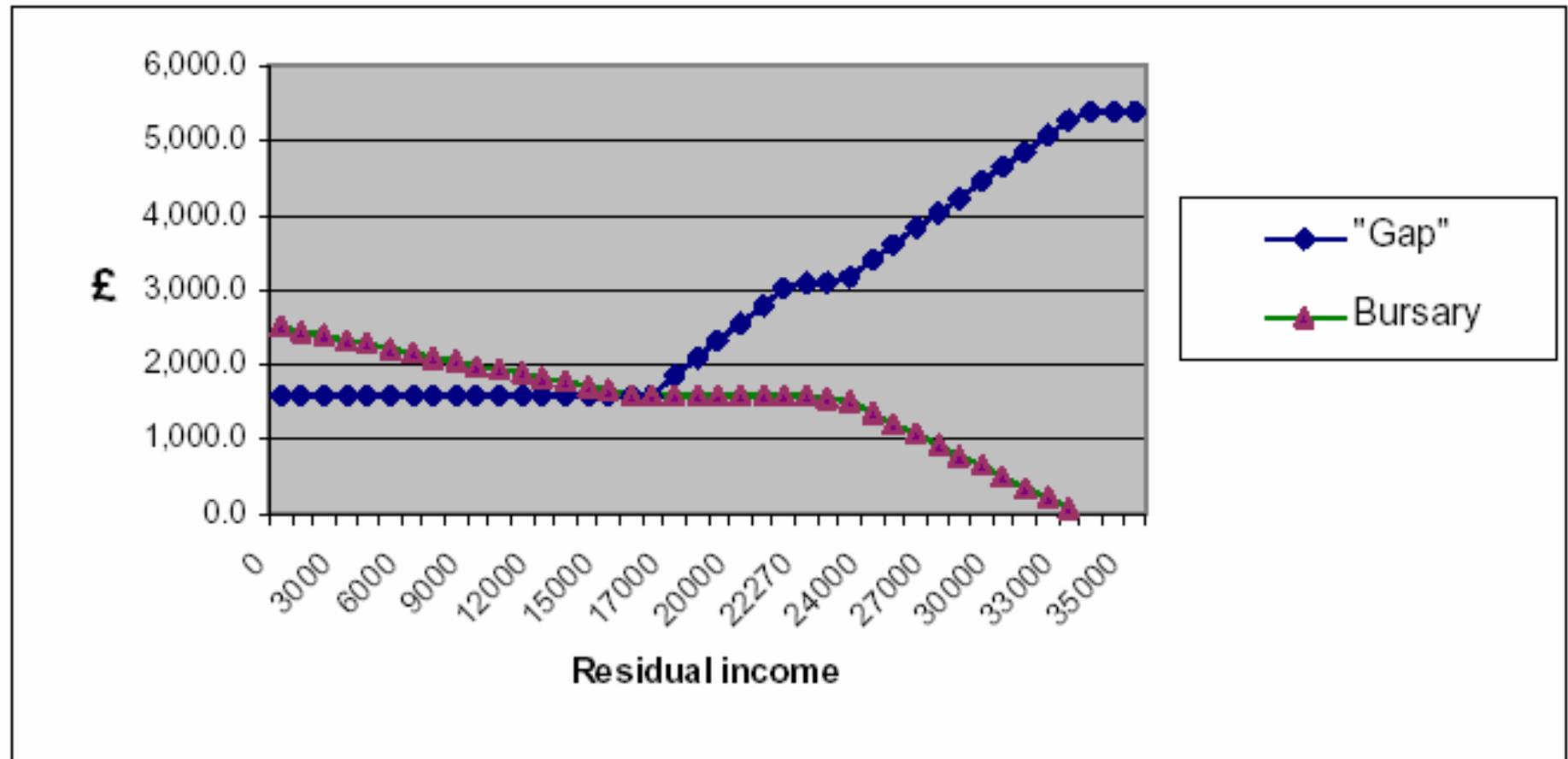
Callender, C. 2006. Access to Higher Education in Britainより作成.



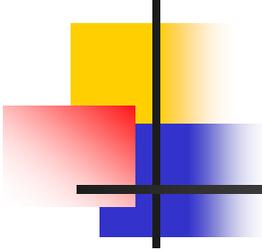
多様化する純授業料

- 純授業料 = 学生が実際に支払う授業料
- = 定価授業料 - 給付奨学金
- = ディスカウントされた授業料
- アメリカの場合
 - もともとは私立大学でディスカウント戦略, しかし, 公立旗艦大学でもディスカウントにより多様な純授業料
- イギリス 2006年改革で一部の大学で
 - LSE 複雑な公式による給付奨学金額の決定
 - 他の一部の大学ではほぼ一律額の給付奨学金

LSEの大学独自奨学金額(推定)

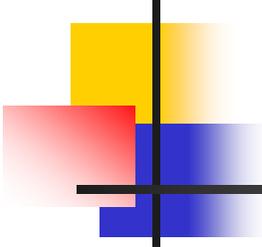


データ: OFFA. *Access Agreement LSE*



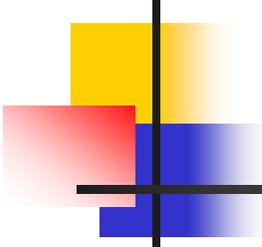
進路選択の困難性

- 多様な奨学金と純授業料
 - LSE 実際に志願するまで純授業料は不明
 - アメリカ 合格通知書とともに奨学金パッケージの提示
 - オーストラリア 従来のHECSに加えてフルコストを支払うFEE-HELP定員創設(入学合格点はHECSより低い)
- 多様性のため、進路選択が困難に



高等教育機会の均等の危機

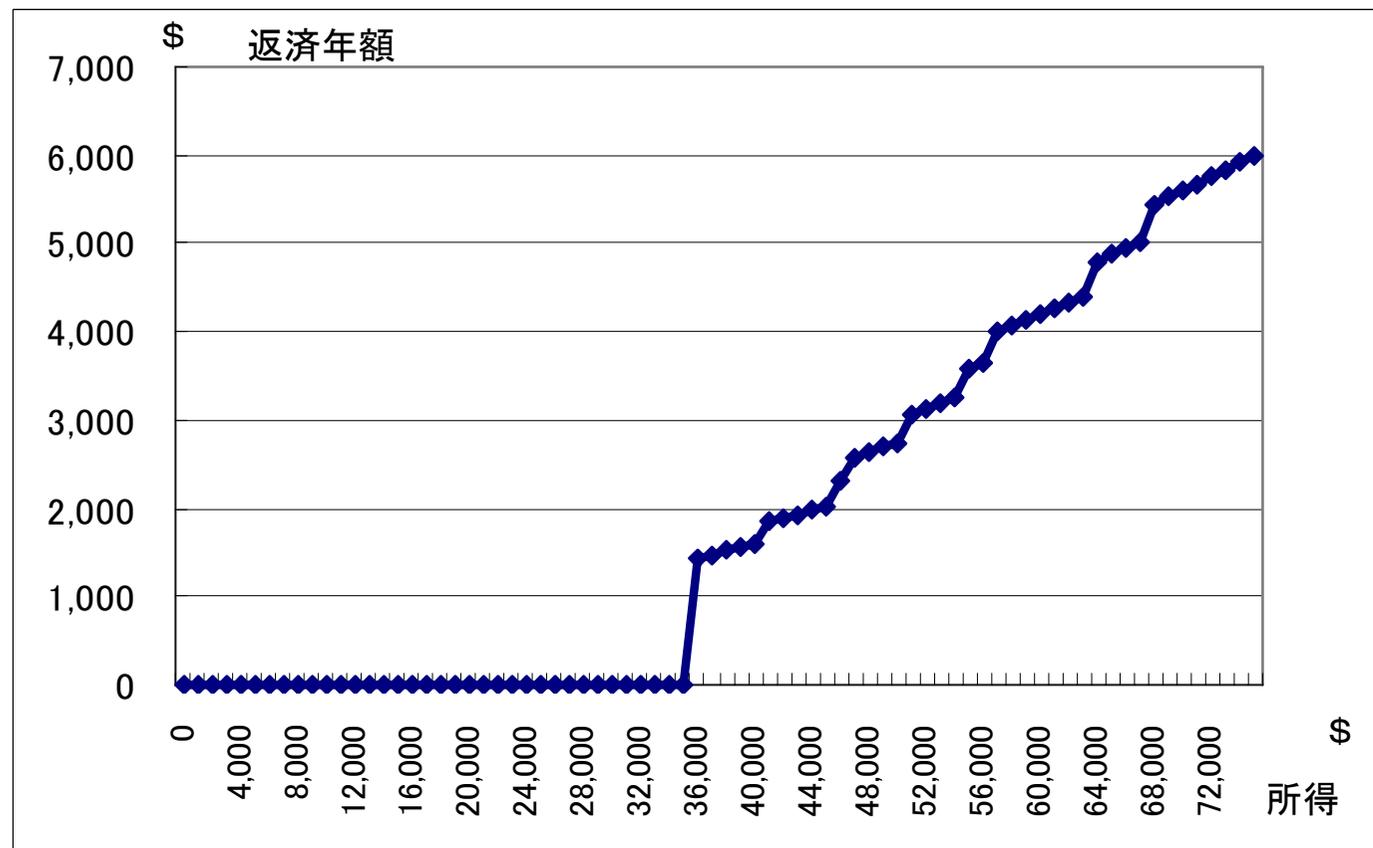
- アメリカ メリットベース奨学金の増大
 - 州政府奨学金の多くはメリットベース奨学金
 - 大学独自奨学金の多くはメリットベース奨学金
- オーストラリア
 - HECS, 教育費負担を軽くして教育機会の選択に影響を与えないために導入
 - FEE-HELPにより進路選択や学生定員管理に混乱
- イギリス
 - 大学独自奨学金と政府給付奨学金とローンでカバー
 - 9月にならないと動向は判明しない



ローンの回収スキーム

- 所得連動型 (Income Contingent)
 - 卒業後, 所得に応じて支払う
 - 英 所得の0~3.6%, HECS 所得の0~8%
 - 最低額以下の所得場合, 返済を猶予 (英豪とも約300万円)
 - 一定期間や一定年齢で返済を免除する場合も
 - 所得から源泉徴収される場合が多い
 - HECS, イギリスの新制度等で採用されている
 - どちらもインフレスライド分のみで実質的には無利子
 - アメリカでは高利子負担のため所得連動型は人気がない (全体の7%程度)

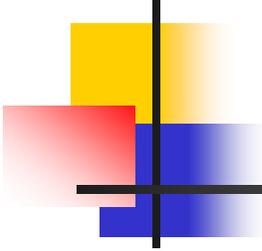
所得とHECSの返済額



(注) Department of Education, Science and Training.

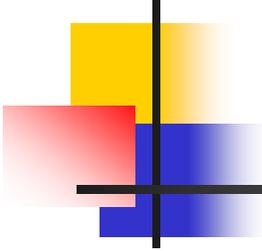
Information for Commonwealth Supported Students HECS-HELP 2006.

を元に作成したイメージ図で、厳密に所得に対応した返済額ではない。



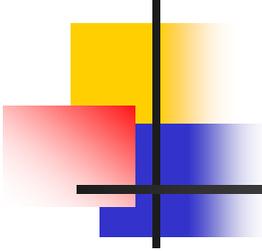
奨学金の給付主体

- ほとんどの国は政府ないし公的機関
- アメリカ 政府保証民間金融機関ローンが大きな比重
- 1994年 政府直接ローンを創設
 - どちらを選ぶかは大学に選択権
 - 学生からすると相違はほとんどない
- 直接ローンはあまり普及していない



日本の高等教育改革への示唆

- ローン回収スキームの改革
- 公的給付奨学金の必要性
- 日本学生支援機構の予約奨学生の増加
- 市場化・民営化への疑問と公私の役割分担



ローン回収スキームの改革

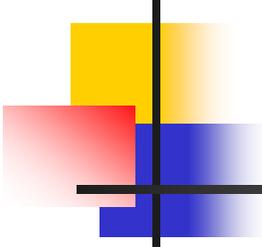
- 増大する日本学生支援機構奨学金と未返還
 - ペナルティの強化が必要
 - 高等教育機会の選択への悪影響を防ぐ必要
- 「返せないのか」、「返したくないのか」が問題
- 所得連動型の導入の検討
 - ローン返済者捕捉のための番号制度必要
 - 所得の捕捉のため、納税システムと連動が必要

日本学生支援機構の予約奨学 制度の拡大

- 予約奨学制度は進路選択に効果があると考えられる
 - 入学後のファイナンシャル・プランを立てられる
 - 安心して進学準備
- 在学時採用
 - 大学が推薦することで、大学の望む学生に奨学金を受給
 - 学業を励行する効果
 - 予約奨学生でも学業成績などのチェックは可能
- 予約奨学制度の拡大の方がメリットが多いと考えられる

公的給付奨学金・教育減税の必要性

- 日本の学部生に対する公的奨学金は学生ローンのみでグラントはほとんどない
 - ただし、無利子奨学金は大きな特色
 - 日本学生支援機構奨学金返還免除は実質的に給付奨学金として機能していたが、教職特別免除は、1997年に廃止、大学院研究職についても2004年度に廃止
 - 現在は大学院生について、大幅に返還免除が拡大
- 高等教育機会の均等のために給付奨学金は必要
 - ローン未返済のペナルティ強化はローン負担の増大を恐れて、進学選択に影響する恐れ
 - 学力があり進学が可能でありながら経済的理由やローン負担問題で進学できない者のための給付奨学金と組み合わせる必要
- 教育減税なども実質的には給付奨学金として機能、導入を検討する必要
 - ただし、減税の恩恵を被らない低所得層にはあまり効果がないことも考慮する必要



市場化・民営化

- アメリカでは政府保証ローンと政府直接ローンの優劣をめぐり激しい論争
 - 政府が補助しない限り、民間金融機関は教育ローンに積極的にならない
 - 政府補助の方が高コストで非効率
 - 市場化ではなく、擬似市場化にすぎない
 - しかし、民間の方がコストやニーズに敏感に反応という反論
- 一部業務(例 回収事業)などの民営化は検討の余地
- しかし、公的奨学金事業を完全に民営化している国はない
- 民間育英団体(大学を含む)は、日本学生支援機構と役割分担
 - 日本学生支援機構奨学金はニードベース中心で高等教育機会の均等の基盤形成
 - 民間奨学金は奨学団体の理念に基づく受給基準
- 各国とも授業料・奨学金制度は、文化・経済・政治システムの上に成立し、歴史的経緯を有する
 - 部分的な改革の導入には慎重な検討が必要